

3 解散事由の登記の抹消

(1) 確認株式会社の場合

ア 解散事由の登記の抹消

確認株式会社は、その資本の額を1,000万円以上としたときは、法第10条の7第1項の規定により登記された事項（解散事由）の抹消の登記を申請しなければならないとされた（法第10条の15第1項）。

解散事由の抹消の登記の記載は、別紙記載例2によるものとする。

イ 同時申請

アの登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を1,000万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（法第10条の15第2項）。

ウ 登録免許税

アの登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には2万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき6,000円である（登録免許税法別表第1第19号（一）ナ、（二）ロ）。

(2) 確認有限会社の場合

ア 解散事由の抹消の登記

確認有限会社は、その資本の総額を300万円以上としたときは、法第10条の7第3項の規定により登記された事項（解散事由）の抹消の登記を申請しなければならないとされた（法第10条の15第3項）。

解散事由の抹消の登記の記載は、別紙記載例2によるものとする。

イ 同時申請

アの登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を300万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（法第10条の15第4項）。

ウ 登録免許税

アの登記の登録免許税の額は、(1)ウと同様である。

4 その他

(1) 会社の分割・資本の減少の登記

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）又は確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、会社分割をする場合に、人的分割をすることが禁止されており（第1の5）、また、資本の減少をする場合に、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することが禁止されている（第1の6）ため、これらの禁止された行為をすることを内容とする会社の分割の登記又は資本の減少の登記の申請を受理することはできない。

(2) 解散の登記

第1の2(1)又は(2)の事由による確認株式会社又は確認有限会社の解散の登記の記載は、別紙記載例3によるものとする。

(3) 印鑑証明書

第1の2(1)ア又は(2)アの事由によって確認株式会社又は確認有限会社が解散した場合であって、いまだ解散の登記がされていないときは、当該確認株式会社又は当該確認有限会社の代表者の印鑑証明書は、交付しないものとする。